

宮崎大学職員の懲戒処分の公表について

令和4年1月21日

本学職員に対し、国立大学法人宮崎大学職員懲戒等規程に基づき、懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表します。

1. 被処分職員の所属等

医学部附属病院・主任診療放射線技師(男性・30歳代)

2. 処分年月日

令和4年1月21日

3. 処分内容

停職4月

4. 処分に係る事案の概要

被処分者は、昨年6月25日、宮崎市内において酒気帯び運転により交差点の信号柱に衝突事故を起こし、現行犯逮捕された。なお、後日、宮崎県公安委員会から2年間の運転免許取消処分、宮崎簡易裁判所から道路交通法違反で罰金50万円の略式命令を受けた。

被処分者が行った上記行為は、国立大学法人宮崎大学職員就業規則第32条(遵守事項)に違反した行為であるため、国立大学法人宮崎大学職員懲戒等規程に基づき懲戒処分を行った。